

Title	色川三中の黒船一件記録について(上)
Sub Title	On the record of Kurofune events made by a local merchant (I)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.50, No.記念号 (1980. 11) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	国史 第五〇巻記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19801100-0005">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19801100-0005</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 色川三中の黒船一件記録について(上)

中 井 信 彦

(1)

色川三中(一八〇一—一八五五)は、常州土浦の生んだ幕末の町人学者である。知名度の高い人物とはいえないが、かつては勤王詩人佐久良東雄の親友・援助者として、皇国史観の国史の片隅に端役を与えられたこともあった。一方、かれの略伝はつとに清宮秀堅の『古学小伝』に収められていたし、史料編纂掛はすでに明治二十年ごろかれの作成した古文書写本や蔵書の調査を行っていた。かれが採訪して編修した『香取古文書纂』は、江戸時代につくられた古文書集として出色なものであり、中世の土地制度に関する貴重な史料を学界に提供しつづけた。また中山信名の未完の『新編常陸国誌』の草稿を整理して、後年その本篇が栗田寛の補訂によって出版される素地をつくった功績も忘れられたわけではなかった。さらに、信名の旧蔵書を含むかれの蒐蔵書の大半は、財団法人静嘉堂の文庫に収まって、書誌学者等の利用に供されて今日に至っている。

三中は著作を出版することをしなかったので、かれの学問の全容は今もって詳かでないが、清宮秀堅の『下総旧事考』に加えた多くの頭注や、村尾元融の『続日本紀考証』巻二に引用されている慶雲三年田租条の解釈などから、その学力が相当のレベルに達していたことは現在も広く認められている。

このように断片的な形で評価されてきた色川三中に、幕末の地方都市の商人の生活と思想の一表現を認めるといふ新し

い照射を与えたのは、鈴木暎一氏であった<sup>(1)</sup>。土浦市立図書館所蔵の自筆の日記・草稿を駆使した鈴木氏の論文は、それ自身として優れたものであると同時に、三中への関心をたかめる上でも大きな寄与であった。その後出版された『土浦市史』も、郷土の学者としての三中の学業・歌業について一層立ち入った記述を行っており、<sup>(2)</sup> 近くは水野柳太郎氏が三中の田令研究について古代史家の立場から取上げ、<sup>(3)</sup> 三中に関する研究の必要性を説かれている。こうした気運は、農政家・長島尉信やその門人であった関宿藩家老船橋随庵など、<sup>(4)</sup> 三中周辺の人々に関する研究が進められるにつれて、ますます高められつつあるといつてよい。

本稿は、これら先学の蓄積に学びつつ進めている私の三中研究の、いわば発端部分の予報である。紙幅の関係で詳細は他の機会に譲らねばならないが、史料紹介とあわせて私の三中研究の視角が窺いえられれば幸せである。

## (2)

嘉永六年（一八五三）六月の黒船浦賀入港は、予期されたこととはいえ、朝野に大きな刺戟を与えた。情報伝達の手段が完備されないなかで、人々は耳目をそばだてて事態の推移を知ろうとした。旧家に多かれ少かれ黒船関係の記録や文書の写が伝わっている事実が、そのことを示している。土浦の商人学者色川三中もその一人であった。

日記によると、<sup>(5)</sup> 三中が黒船渡来のことを知ったのは六月七日である。そして、十一日の日記に  
天地の神にいのりてきりはふりえみしがどもの種つくさまし

の一首をよんで書きつけており、二十六日には塾生として寄寓していた下総結城郡野爪村の神主の息子が帰宅するのに託して、上記の三中の一首をはじめとして一門で作った「奉納百首西戒調伏和歌」を、同村八幡社に献じた。年来国学を学んできた三中は、当然のこととして熱烈な攘夷思想の持主だったのである。日記によると、黒船渡来のことを知った三日後の六月十日に

異国船の事、野中の清水七へ記ス、毎日人口此事のみ也

と書かれている。『野中の清水』は、三中が書きつづけていた随筆の書名で、連日人々の話題が集中している異国船のこととはそちらに書きとめることにしたといっているのである。これは、三中が渡来のことを知った三日後に、もうそれに関する記録づくりを始めたことを示すものである。このようにして、『野中の清水』の巻七に書き始められた異国船関係の風聞日記は、のちにそこから分離して、『片葉雑記』と名づけて書き続けられていった。

現在伝わっている『片葉雑記』は、全六冊のうち四冊だけである。<sup>(7)</sup>『野中の清水』の一部として書かれたと思われる第一冊と、第四冊が散逸して所在がわからない。第六冊の最後は、安政二年五月二十三日の

伊豆国下田御台場、引つづき異船来船にて応接しげく、于今其事ならず云々

という記事で終わっている。三中は、この年の六月二十三日に没しているから、死のひと月前まで、この風聞記録を書きつづけていたのであった。

この書の第二冊目の末尾に、三中は次のように書きつけている。

右当年 嘉永六癸丑之年 六月三日異国船渡来以下の事、日々の見聞する処、野中清水七巻より此巻にいたる。然るに此以下は片葉雑記の第一巻へ記し継ぐ。外に草の片葉いふ数十巻に及ぶべき文書類に併せて可見物なる故、しか名付たり。後々併見て可考為なり

そして第三冊の冒頭に、次のような序文風の文章を載せている。

此書中には、日々に人に聞ところを何となく記し付おきたり。其間にはあらぬこと人のいひたるも交りたるべけれど、夫もその折さる虚説などのありしとおもひやらるるまでの助けにはなり、大かたはよしなきことにはあらで、慥なることと思へるのみならずは書とめず。さればさしも事多かるを、かしこことよりいひおこせたることの書翰などあるは、その書翰のむねにまかせてここには書記さず。又たしかに夫のことと書とりなどのあるは、それもその書と

りにまかせてここにはかかず。故くさぐぐの書とりを取あつめたるを、草のかきはといふ数十巻あれば、その書との雑記と、又書翰とを合せて、この時の大かたはおもひやりぬべきなり

これら二つの文章から、三中が風聞を日記体に記した『片葉雑記』のほかに、手紙で諸方から情報を伝えてきたものを集めた『書翰集』と、手に入った関係文書を集めた『草の片葉』とをつくって、それら三部から成る異国船一件記録ともいうべき、同時代記録を後ちに残そうとしたことが知られるのである。

そして、そこにあげられている『書翰集』と『草の片葉』とは、彼の蔵書の大部分とともに静嘉堂文庫に所蔵されて、幸に今日も伝えられているのである。のちに述べるように、書翰はおよそ二二〇通余、『草の片葉』は三十四巻という、いづれも相当な分量のものである。このように、風聞日記の一部が散逸した以外、ほぼ全容が伝わっている三中の異国船関係記録とは、どのような内容のものであったのか、また記録の作成を志した三中にどのような人々がどのような情報をもたらしたのか、そして特定の内容をもつ記録を作成した三中の意図はどこにあったのか。それらのことを通して、色川三中という地方都市の一町人学者にあらわれた幕末期の商業ブルジョアジー、乃至あえていえばわが国の「初期ブルジョアジー」の在り方をさぐるための手掛りを得たいというのが、私の心づもりなのである。

## (3)

まず『片葉雑記』の記載例を示しておこう。嘉永六年八月七日の条である。

七日晴、晚景西南方より黒雲大に起る。夜に入迄雨。或人来語云、昨夜藩中へ書状来る。先達てオロシヤ船四艘長崎に来る。軍船にはあらず、商船ながら丁寧に交易を乞と云々。政吉藩家より帰て語言、先達て六月初旬アメリカ浦賀に来る時、にはかに同処奉行被仰付たる井戸氏、忽又長崎奉行に被成て下れるは、此オロシヤの事に付てなりといへり。和蘭船もいつもの商船一艘七月初来る。「或言、いつものより舟大にして、いささか其さまは大也。吾邦の舟にたとへれば六千石ほどの舟と云々」

旁につけて其所置する所多くに寄、御めがねとして此人下りしなりと見ゆ

抑オロシヤ国の事は文化の頃厳敷交易の事は御断になる。かかればさることを申に来るべきいはれは更になきを、時のことやうによりてかかる事申出したりと見ゆ。諸蛮の軽蔑何事ぞや

夜に入、金二郎来語言、当月初より寅方にあたって慧星見ゆ。戌時頃と云々。四日夜同人親見といへり

『片葉雜記』の全巻は、ほぼこのような形の記述のくりかえしである。まず天氣が詳しく記されており、とくに風向きを丹念に録している(「静」とあるのは無風の意である)。そのあとに、その日に聞いた話が「誰某(或人なども)来語言」として書きとめられる。語り手の来訪時刻が記入されている場合も少くない。右の例で「抑オロシヤ国の事」と改行字下げして書かれているのは三中の感想や意見で、このような形をとらないときは「私言」「按」などの語を入れて始められおり、記事との区別を明らかにする配慮が払われている。

誰某(或人)来語言のくりかえしということは、三中が聞き廻って情報を集めていたのでないことを意味する。風聞記録の作成を意図したかれが、なぜ自ら動いて情報を集めなかったのか、それは俄に説明できない。恐らくかれなりの配慮があったと推測される。

かれが専ら依存している来訪者の情報提供には、無意識的に行なわれたものと意識的なものとが混在していると思われる。たとえば次のような記事がある。

仕立屋の娘来言、昨夜の飛脚にて明後日若侍多く出府とて、小袴限りなく仕立に来る云々。呉服屋も何も小袴にてさわぐといふ

これは嘉永七年(安政元)二月一日の条である。かねて出入の仕立屋の娘が、おそらく約束の仕立物の遅れの申訳けにも来たのであろう。昨夜の飛脚であさっての出陣が決まったので、若侍の小袴仕立の注文が殺倒して忙しい。町の呉服屋も同じですと娘は語ったというのである。ペリーの再航を迎えた城下町の緊張が、上気した娘の素朴な顔や忙しそうな話

しぶりとともに想い浮ぶ、臨場感にとんだ記事である。そこには、記録者としての三中のすぐれた眼と耳の働きがみとめられる。

このような来訪者の無意識な談話が記録されている一方で、意識的に情報を提供するために来訪した者の話も少くない。同じペリー再航時の記事を抄出してみよう。嘉永七年一月二十日の条である。

相馬飛脚の話とて人語言、浦賀へ着し船は三艘なり。沖に十九艘見ゆ。着したる船どもに尋ぬるに六十艘の船ども一同揃はざれば難申とて返答にも不及と云々。其十九艘の内四艘朝日にかがやきて光輝なる舟なりといふ、如何（中略）夜に入或人來言、今昼八ツ時頃当藩中へ飛脚來言、浦賀へ九艘着す。仍之明日足輕廿人江戸へ登るとて役所甚混乱。

水府の早も同時に通行（中略）

夜四ツ時過五頭氏來語言、今八ツ時当藩飛脚來言、浦賀へ九艘着、尚沖合に多見ゆるよし、江戸市中は去る夜より夜中も如白昼挑灯其外明り甚しく、荷物取片付にて東西にまよふと云々

水戸街道上にある土浦を通過する相馬藩・水戸藩の飛脚がもたらした情報を三中に伝えている者と、土浦藩に入った情報を夜になって三中に伝えにきた二人の藩士の話がここに記録されている。とくに第二の藩士（五頭氏）が訪ねてきたのは夜十一時過ぎである。三中が情報をあつめていることを知っての行為であることは疑問の余地がない。この種のもものが、全体として相当な部分を占めている。

このほかに、無意識と意識的との中間にある性質のものもみられる。たとえば、これも嘉永七年正月の九日に次の記事がある。

大工來語言、悴の江戸より歸來語言、公儀御急の細工物につき夫々多日取かかり有之由。夫は生松木の一尺七寸径なるを二ツに割、中をくりて、銅の径四寸の筒を中に納れ、又合せて鉄の輪をはめ、多く出来る。各長さは四尺有余也。是を築出しの台場其外へも房相其外海岸へひしと取ならべて発砲するが為と也

江戸出稼から帰った悴の話を、出入の大工がたまたま語ったのであろう。幕府が市中の職人を集めて自身の大砲を急造しているという話に、三中は関心をもったのである。同じ月の二十三日の条に、悴の大工の話が次のようにみえている。

或人江戸の人語言、此度ヘルリへ応接のかり屋御造立に成り、米二千俵御遣になるよし云々。年内江戸にて木砲をこしらへたりし大工帰り来て語て言、アメリカ来候はば式千俵の米御用意有之と物語れり。しかれども其節は交易のこととおもへ、二千俵計の米は何とも成間じくと話し合居候所、此節の物語りに思ひ合せ候へば、五三年ただまてとでは承引すまじく候まま、二千俵の米をくれてすかして返すのおつもりと見へたり。如何々々

悴の大工の来話は、三中が親に来訪を求めたものだったに相違ない。偶然にえた伝聞を機に、直接の見聞者を招いて、より詳細な情報を得ようとしたのである。

なお、この記事は、三中が耳にした風聞のすべてを書くのではなく、さきに引用した序文に「慥なることと思へるのみならずは書とめず」といっている通り、風聞を突き合せて彼なりの吟味を加えていたことを示している。即ち、悴の大工から米二千俵用意ずみの話を聞いたときは本当と思えなかったので記録しなかったが、この日江戸から来た人の話と合せて確認しえたので記事にしているのである。情報の吟味をしている別の例をあげよう。嘉永六年八月十二日の条である。

わだやおえき、江戸主人或旗本なり。いとまを乞来る。申言、主人は勤向にて管中の様日々に分り候間、承り候へば、此節両御丸女中衆悉くいとま御出し、只御仏壇被守候女どもと先々大御所御召仕被遊候女中、わづかに残り居候のみ。五ヶ年が間別ての大けんやくに付、如此と云々。此こと実と思ふ故は、両丸醤油など、去年までは式百樽づつも月々入用の処、此節は三五十樽に不過、是にて知べし（下略）

河岸の船宿和田屋の娘が江戸での女中奉公を終えて挨拶に来て、大奥女中が五ヶ年儉約令のために大幅に縮減されたと語ったのであるが、三中がそれを「実と思」ったのは、かれ自身が本丸西丸御膳醤油の醸造元で、大奥の醤油需要



が月二百樽から三十一五十樽に減少していることを思い合わせたからである。

このような吟味に努めてはいるが、誤伝をそのまま記録している場合も、もちろん多くある。また、日を追って誤伝が修正されていく場合もある。その一例として、吉田松陰の密航失敗に関する記事を挙げることができる。三中が事件を耳にしたのは安政元年四月十七日（事件は三月二十八日）のことで、「或言、真田侯家老家内とも亜墨利加へ引移らんとす。事発覚して捕られぬ。いつの間にさる申合はなしけるやらん云々」とある。そして続けて「事もし実ならば一大事、しかし此事は実にはあらぬなるべけれど、類したる事は出来ぬべし」との感想を書き加えている。真田侯の家老が家内をつれて密航を企てたというこの初報のあと、三日後の同月二十日の記事に「真田侯佐久間修理門人の侍兩人」が水汲・掃除でもするからと頼んだが間者とあやしまれ、「我ら方は大国故わづか式人計の間者にてはわからず、せめて式三十人も入置べしなどあざけり」とともに浦賀奉行所へ引渡されたという伝聞を記し、ここには「先日所聞家老は間違なり。しかれども無き事ならず。万事希有なる世のさまなり」と書き加えている。松陰の名が「長州侯家来吉田大助 八敷」と伝えられたのは同月二十九日で、水戸から帰ってきた宮和田村名主の談話によるものであったし、同行者を「毛利家の家来、杉百合之助」と伝えたのは四月十一日に来訪した土浦藩士であった。このようにして次第に真相が明らかになった五月二十八日の条に、三中は「我邦の為といへども、甚だ然るべからざる事としらるゝ也」という感想を書きつけて、一件に関する記事を終えている。

それらさまざまのケースを含めて、『片葉雑記』にみえる来話者の延人数の概数は、別表の通り三十一一人である。表中の「不明」は「或人言」「或言」「雑説」「街説」などとあって個人名をあげていない場合であり、「未詳」としたのは個人名があるが私に識別できない者である。

別表の数字は延人数であるから、実数は遙に少い。それが特に顕著なのは延六七人の土浦藩士の場合で、実数は六人、しかもうち三人は一度づつ現われるにすぎないから、実際には三人が頻繁に訪れてきて多くの情報をもたらしていたので

土浦藩	67	飛脚・駕籠	3
土浦藩	46	家族・雇人	19
周辺町村	71	遊	26
水戸	10	来未不	7
千代	6		51
江大	3		
	2	計	311

『片葉雑記』来話者数

ある。

三人の藩士のうちでも最も多く四十回を数えるのは木原行蔵とあって、幕末・明治の漢学者として名のある木原老谷（祐蔵）の父である。土屋藩の分限帳によると、その身分は三十俵三人扶持、中小姓であった。番方勤を免除されて「御家中子供素読世話手伝」を命じられているところからみて、藩儒ではないがそれに近い立場にあった人である。年齢は未詳であるが、三中と同年輩と推測される。<sup>(8)</sup> 第二の藩士は五頭玄仲という名の藩医である。もともとは町医者であったが、「御家中町在共病家数取扱格別心配仕候ニ付以別段」三人扶持を下され、のち御医師見習一統にまで登用された人である。文久二年に五七歳で没しているから、三中より五歳若年であった。<sup>(9)</sup>

第三の藩士は長嶋尉信である。水戸・土浦両藩の再検地に参画した農政家であるとともに、多くの農書の著者としても知られる人物であるが、身分は六両三人扶持、地方掛列代官であった。三中より二十歳も年長であったから、書中で他の人物が殿・氏・子をつけて姓または名が書かれているうちで、唯一人「長嶋翁」と呼ばれている。

三中のもとを訪れて、藩に入った情報を、さきの例挙にもみる通り時として深夜にも齎しつづけたこれらの三人は、かねて三中と昵懇の仲であった。木原行蔵は文学上の友人であったし、五頭玄仲はホームドクターであり且つ学友であった。そして長嶋尉信は、尉信の主観においては三中は門人であった。しかも三人ともに身分としては下級藩士であった。三中が上級藩士と接触がなかったわけではない。家老の大久保要、用人の渡辺権太夫らとも年来の交りを結んでいたが、それら上士から情報を引出そうとした形跡は全くない。専ら年来親交のある少数者に依頼する方法をとったのは、恐らく三中の慎重な配慮に出るものであったろう。

さきに挙げた仕立屋の娘や大工金助親子などを含む土浦の町民たちも、重要な情報の提供者であった。この方は、延四

六人の実数が二七人で、特定の町民が情報集めを行なった形跡がほとんどない。訪れてきた町民の語った話の中から、三  
中が選択的に採録したのである。例えば本庄仁兵衛という同町内の金物屋の話が二度でてくる。金物屋に在庫高の書上げ  
が命じられた話と、その後の立入検査の結果、一軒のこらず不正申告のかどで鉄類の没収ないし強制買上げが行なわれた  
話である。江戸深川の間屋で釜の売買がやんだという伝聞も、そこに書き添えられている。

町民の見聞談は市中のことに限られなかった。在方や江戸での見聞もあり、石尊詣から帰った者の話もみえる。それら  
の中で目立つのは、江戸通船の船頭の談話で、話題も豊富である。とくに三中の手船の船頭の場合は、三中の意をうけて  
意識的に情報を集めて齎したかと思われる節がある。築造中の御台場の周囲の海上を船で廻った詳しい実見談などがその  
一例である。

意識的な情報蒐集は、家族と使用人の手で行なわれた。本業の菓種業を継いだ弟の金二郎<sup>(10)</sup>や兼業の醤油業を助けた養子  
政吉<sup>(11)</sup>、それに両店の店員たちは、在方や江戸へ商用で出向くとき、行く先きざきで見聞に努めて、帰宅して三中に伝えた  
のである。

さきの江戸通船船頭と並んで、飛脚も重要な情報伝達者であった。飛脚自らが三中に語った例は多くはないが、飛脚の  
話として町民が伝えたものが少くない。土浦は霞ヶ浦と江戸通船の港町であったと同時に、水戸街道上の交通都市でもあ  
ったから、ここを通過する町方・武家方の飛脚が小休みして伝える情報は多かった。早飛脚のあいつぐ通過だけでも、事  
態の切迫を伝えるに充分であった。飛脚のもたらず情報の特色は、速報性とともな江戸以西の情報に富んでいる点にあっ  
た。それは飛脚と飛脚の間で語り継がれることが多かったためである。<sup>(12)</sup>

なお、水戸人の来話が目立つのも、江戸往復の途上に立寄る者が多かったためであるが、それらの来訪者は色川家の縁  
者と三中の学芸上の友人とであった。<sup>(13)</sup>

延二六人の来遊者の実数は一三人である。この中には津和野の国学者野々口(大因)隆正や、のちに足利尊氏の木像斬

首事件をおこす三輪田綱丸も含まれている。特に初め埴忠宝(保己一の嗣子で温古堂当主)の伝書をもって訪れた綱丸は再三来泊して金銭・衣類の援助まで三中からうけている。近い所では、香取の神官・香取左織や佐原の清宮秀堅・伊能穎則、潮来の宮本水雲らが度々来泊している。これら遠近から来る訪問者のもたらす情報は、その種類の多様さと地域的な広がりと共に共通の特徴がある。周遊の地での見聞を語っているからで、他の来話者の情報とは異質のものが多し。その場合注目されるのは、それらを記録している三中の態度である。高名な来訪者の話も、大工や小商人・船頭・飛脚の話と全く同列に扱っていて、その間に何らの区別も付けていない。真偽を判じえないままに記載するときには、終りに「如何」と疑問詞を付するのが例であるが、周遊文人の話にむしろ「如何」が多いのである。

これら来遊者のうちに、伊豫大三嶋神社の神官、菅原右京(長好)がいる。右京は留学中であつた温古堂(和学講談所)主埴忠宝の伝書をもって嘉永六年二月に三中の許を訪れてきて以来、三中の死後まで寄留し、ここを根拠にして常総各地を周歴した。ペリーが再航したとき、乱れとぶ情報のなかで真相をとらえるのに惑つた三中は、この右京に塾生を付けて江戸・浦賀へ派遣して真相をさぐらせている。右京出府中の『片葉雑記』が逸失しているため、彼がどのような情報を齎したかを詳にしないが、三中が来遊する文人を介して情報を蒐集する場合の顕著な一例として注目に価いする。

さて、右に述べてきたような土浦藩士・土浦市民・来遊文人のほか、さきに掲げた仮の分類表が示す通り、周辺の町民が情報の提供者として数の上で最も大きな部分を占めていることは、異国船風聞記録として一見奇異の感を与えるかも知れない。そして、実はこの点に三中の黒船記録の最大の特色があるのである。

これら土浦周辺の町村民の談話の内容は、当然のことながら、直接に黒船ないし外交交渉そのものに関するものではない。それらは、黒船の来航に伴って生じつつある身近かな事柄、とくに年貢・夫役の増徴や御用金の賦課など、町村民の負担の加重に関する情報なのである。次に二三の例をあげて、具体的に紹介しよう。

六日 晴 菅谷大久保氏来語言、真岡御陣屋山之内惣左衛門御代官なり天領へ当年は御取貢三分増を掛る。常陸の岡本辺

一円かくの如し。未だ御請はせず。しかれども彼二ノ宮金二郎工夫より出たることとぞ。百姓みな之を悪むと云り。天領にしてかくのごときは実に歎くべし。当年がら如何なる変をや生ずらんと、恐るべしく（嘉永六年十一月）

菅谷は現在の結城郡八千代町菅谷すげのやで、大久保氏とあるのは同村の名主隠居大久保七郎兵衛（真菅）である。三中について国学を学んだこの名主隠居は、しばしば師の許を訪れて多くの情報を齎らしたが、ここでは真岡代官所支配の天領で年貢が三割方増強されたこと、それがあの二宮尊徳の発案によるものとして農民の怒りをかっていることを伝えているのである。農民の慈父として知られる尊徳が、当時の農民から年貢増徴の発案者として憎悪の対象となっていたことを伝えるものとしても注目に価いする。この名主隠居は、かつて報徳仕法を村に導入し、尊徳の指導をうけて所有林野の開墾を計画したこともあり、尊徳と無縁の人ではなかったのである。<sup>14</sup>そして、この隠居の話聞いた三中の感想として「天領にしてかくのごときは実に歎くべし」と書かれているのは、大名領・旗本領ではすでに広く行なわれてきたことを前提にしているのであって、天領にまで及んだのを歎いているのである。その上で「当年がら如何なる変をや生ずらんと、恐るべし々々」との感想を書き加えているのである。

同じ大久保七郎兵衛の談話を、もう一例引いてみよう。

下総豊田郡菅谷村、高八百石計なり。畑米は三百五六拾俵納る也。其外、太餅・細餅・六尺給米・御蔵入入用の四物、永納に成る。然るに夫も当年は米納致すべき旨仰付られ候て御蔵相庭にて九俵半余出る。珍事なりと云々。但し上方筋も頻に江戸づみの米を催促して、大小名江戸にて米を買はざるの御仕法、仍之、此節米直下直なり。却て米を江戸に集るの御仕法より此の如く小物成迄をも米にて御とりなり（嘉永六年十二月十五日条）

従来貨幣納されてきた小物成や掛り物までが米納に改められたという、これも天領の村の情報であるが、ここでは「但し」以下の三中の注釈に注目したい。この小物成・掛り物の米納化を、三中は近ごろ上方の大名が国許から米を江戸へ廻送させている事実や、江戸での米価の下落とつなぎ合わせて、米を江戸に集積しようとする政策のあらわれと解釈したのであ

る。個々の情報を、より一般的な状況のなかに据え、また他の情報との関連において把え理解しようとする三中の態度と能力とがそこに示されているのをみることができるといふ。

夫役増徴に関する一例を次にあげよう。

弥柳村医生石引良郁来語言、足高御林七千本松御伐出しに成るに付、のぼり村へ公辺御役人滞留、人足を毎日く甚敷遣ひ、諸民難義に付、様々願ひ候へども以の外勢を振、もてあまし、三王辺より女一人をよびとり、酒の酌させそへふしなどさせしかば、尔後はおとなしくなりぬとぞ。村の役人へ御手当など下りしも、村役人と出役となれあひてとり込しなどいふ、いろく不正の物語、虚実はしらねど、かかる役人は禍乱の基なり。恐るべき事也。此節真瀬村の御山にとりかかる。もはや公儀山は伐つくしたる歟、是よりは私領又百姓山にかかわらず切取と云々。夫も其料能とらすてならば天下の御用、たれかいなみ可申なれども、途中にて役人とり込などの事あるに於ては、又乱の階ならずや。とかく廉直なる人を用るならでは叶へがたき事ども也。返々可恐事ども也。(嘉永七年正月四日条)

これは、記事として繰返えし現われる江戸御台場築造用の波よけ松材の伐採・運搬のための夫役徴集に関するものであるが、出役の幕吏の横暴に苦しんだ農民が、河岸場の酒酌女を呼んで宛てがった話や、出役と村役人が馴れあって夫役金を取込んでいる噂を、石引良郁という種痘医から聞いて記録しているのである。これらの話を三中に伝えた弥柳村の村医良郁は、「かかる役人は禍乱の基なり。恐るべき事也」と語ったのであるが、三中もまた「途中にて役人とり込などの事あるに於ては、又乱の階(きざはし)ならずや」と、同様の感想を書き加えている。

御用金の徴集に関する記事も多く、次に引用するのはその一例である。

小沼貞斉老昨夜一泊語言、府中在新治村<sup>ニヒハリ</sup>「今ニヒハリムラとよむは誤にてはアラハリ也」式百石の知行所へ金式百両かかると云り。先達て舟子在一石一両の用金出ると同じ振也。ああ何事ぞや。百石三両も昔は過分とせり。百石百両とは抑又何事ぞ。ああ乱近きにある歟(嘉永六年十月二十日条)

語り手の小沼貞齊は府中（現在の石岡）の医者である。石岡近在の旗本領農村、新治郡新治村に高一石当り一両の御用金が課せられたという話を三中に伝えたのであるが、三中はこれ以前に信太郎船子村でも同じ率の御用金を課された情報をもっていたので、その高率さを怒って「百石三両も昔は過分とせり。百石百両とは抑又何事ぞ。ああ乱近きにあるか」と書いたのである。百石三両の御用金令は、かつて田沼政権が全国に布達して、その崩壊の因となったものであり、三中はそれを念頭においているのである。

これら年貢・夫役の増徴、御用金の賦課と並んで、否それら以上に三中が重視したのは、諸藩の再検地であった。

靱負語言、壬生にても新田等たとへ一畝たりとも残らず書出し可申よしを申て、此節触書されたりと。此事先達て大久保真菅物語にて聞たりき。今はまことのことになりたり。これまた甚しき国家の害なり。いかにとなれば、新田は百姓の息やすめの所なるを、又おひふせてそこをも辛くとりぬれば、開発の事は出来がたくのみなりて、是も農を怠るのひとつなる故也（嘉永七年十月一日条）

靱負は、下総豊田郡沼森村の鷲神社神官高橋相模の子で、かつて三中の許に書生として寄寓していた人である。壬生藩領で新田の再検地が行なわれるという情報をこの靱負から得た三中は「これまた甚しき国家の害なり」と記しているのである。それは農民から「息やすめの所」を奪い、農民の労働意欲を喪わせるものだからだといっているのである。

再検地は、土浦藩でも始められ、三中自身の所有農地のある東崎村から着手されていた。その経過は詳しくこの風聞日記に記録されているが、次に引くのは安政元年十二月二十四日の条の一節である。

夕方、東崎分田地に悉く立札致すべきよし申来る。此春よりこのことありて、既に再三度に及びて立たりしが、月を経、日を重ねて損じ腐りたり。前七月中、屋敷改にて滞ることありて、長嶋翁も自分遠慮などしつるありしが、先頃また出て、とにかく検地の事をば果す意と見えたり。国家の大害是より甚しきはなし。恐るべきことなり、悲しむべき次第也

ここでも三中は再検地を「国家の大害是より甚しきはなし」と評している。

以上、若干の例をもって示したように、三中が周辺の町村民から得て記録した情報の内容は、ほとんどが彼れの表現に従えば「収斂」に関するものばかりである。そして、それらの情報を聞かされた時に、三中は「恐るべき事」「恐るべし」などの評を書き加えたのである。何を恐れたかも明らかである。「如何なる変をや生ずらん」「ああ乱近きにある歟」の句が繰返えされている通り、それは百姓一揆・市民打毀の形による内乱の激発であった。

それは、この風聞日記の中に、南部一揆に関する情報を克明に記録していることと照応する。この一揆を「六月異国取込の中にて尤大なる騒動」と認め、南部藩の「苛政」の内容を知ること力めていた。例えば次のような記事がある。

老人五文出銭の事、此節種々騒々敷なり。但南部の物語を聞に、近年老人壹ヶ月百文づつを納めさせ、漁獵なども上と半分わけにし、其上あみ其外道具の損じたるもつぐのはず。仍之いわしは見へながら捕人なかりしとぞ。げにさぞありけん、近年干鰯南部産少なくて人なやみたりけるは此故なるべし

ここで「老人五文出銭」とあるのは、土浦藩が領内に布告した一日五文の人頭税のことである。それを南部藩の一月百文の制と比較し、また同藩の漁獲中分の苛政による漁業の荒廢を、土浦周辺での南部産干鰯の品薄と結びつけて理解しているのである。

こうした「収斂」に関する情報を三中の許に齎した周辺町村の人々の内訳をみると、延七一人、実数二三人のうち、医者が八人、名主が八人、神主（その子を含む）が三人で、他に未詳三人となっている。医者が多いのは、三中の本業が薬種商で、とくに在々の医者向けの薬種販売を主な営業としていたためである。それらの、平素の得意先である村々の医者たちが土浦に出たとき、三中の許を訪れて地元の情報を語ったのである。

〔医者と同数の名主たちと三中の関係は、三中が兼業とした醤油醸造業の原料である小麦・大豆・薪の仕入と製品および粕の販売にかかわるものが多かったと思われる。それらの多くが旗本領の村々の名主であったから、領主の用務で江戸と



往復する際に土浦を通るたびに、三中の許に立寄って一泊することが多かった。そのためもあって、彼らの語る話には旗本の実態に関するものが多かった。例えば次のようなものである。

四ツ時、宮田村名主庄助江戸より帰るとて、牛久泊にて来る（略）同人語言、地頭堀織部千石にして西丸御納戸組頭の処、同役にて先達て当公方様に付御本丸へ出たり云々 御用に付、先月廿四日出府、殿様へ直談の処、殿様は五十余才、大歎息。用人壱人侍式人ならではなし。我等は公方様付故、決して苦勞はなし。悴は小普請故、悴は戦場に向ふの処、やとひ侍にしては誠に不安心故、其方附そへくれよとの御頼みと也。上に記す沼森地頭式千石にして用人三人許、外に家中なし。尤殿は随分に男氣のよし。然れども石高に合せて郷中のかり武者、いかで用をなさん。誠可歎事也（嘉永六年十一月四日条）  
同様の記事をもう一例引用する。

河原代木村氏書状おこせたり。五日の出也。十日に地頭よりの急用、惣役人悉出府せよとの事に付、一同出府いたす云々。河原代地頭は土屋伊賀守殿分地土屋熊三郎殿とて二千石なり。当時小普請。家来とては用人三人・侍式人此内壱人本家より借用也中間のみなり。又押延村市右衛門語言、地頭丸毛喜八郎當時丸毛六百石なり。小普請。用人壱人・侍壱人・中間式人有之と云々。此度御堅めには十五人出ねばならぬとてさわぐとぞ。扱は旗本の二三千石なるは、家来は壱人も出陣のあてなどになるものにはあらず。能々泰平の弊ああ悲哉、但し旗本の二三千石とすることはいとめ立らしき知行とりなるに、尚如此なれば、其余は推てしるべし（嘉永七年二月十日条）

名主庄助の宮田村は新治郡、割元木村氏の河原代村は下総相馬郡、そして名主市右衛門の押延（辺）村は茨城郡で、いずれも旗本領の村々である。三中はそれらの名主たちの話の中から、歴々の旗本がほとんど家臣団らしきものを持っておらず、出陣にあたって急に名主や郷足輕を徴用して数だけを整えようとしていることに注目しているのがわかる。そして、これらの情報を重ね合わせた三中は、次のようにこの風聞日記に書き込んでいたのである。

大名は扱置ぬ。今の世に旗本といへるものぞいと心得ぬ物なりける。其故如何となれば、五六七八百石なるは申に

もおよばず、千二千石以上とる旗本にても五人六人ならでは家来といふものはなし。夫も譜代の家来は大方はなくなりて、皆々今の世の商人めかしき心懸のもののみにて、身上向などに便利なるものを第一として召遣ふ事なれば、古来の家来のまれまれあるなどいろいろ悪事出来などして逃さり又追やるたぐひ多くして、大かたもとの本侍は有事まれなり。新抱も多くあるにはあらで、五人三人七人とやらにて、かく有時は事の出来んをりには知行の名主位より外用立物<sup>(考)</sup>とはなし。夫も今はひたすらの百姓氣の百姓なれば、心のみ剛なるもの少しはありとてもいかがはせん。ただ主人吉人のみ真の侍にて、旗本といふ旗本の家来に人はなければ、たとへまれまれ用立人ありとても夫はいといとまれなる事にて、大方旗本は軍用に足べきにあらず。年来百姓にせまりて貢物をせめきたりしむくひ今何事をして報ずるにや、扱々あやしき世の中なりかし（安政元年十二月十九日条）

士農工商という当時の身分制度を職分論の立場で理解していた三中は、士の本務をあくまでも国土と国民の平和を武力をもって外敵から防衛することにあると考えていた。將軍直屬の軍団である旗本には、所定の家臣団を常備して非常にそなえる義務があり、その義務を負いかつ遂行するところだけに、所領の百姓から年貢を取立てることの正当性の根拠があると解していたのである。それにも拘らず、かれの許にもたらされる情報は、黒船の来航という「安国の足国」の安全がまさに危機にひんしている現在、家臣といえは家計をやりくりする新参の「商人めかしき心」の者数人をもつにすぎず、出陣を命じられて領内の農民を俄仕立ての家臣に徴集する、旗本の実態を伝えるものばかりであった。「大方旗本は軍用の足べきにあらず」という三中の認識は、「年来百姓にせまりて貢物をせめきたりしむくひ、今何事をして報ずるにや」という、領主としての正当性の否定に達しているのである。しかも、このすでに正当性を喪失した領主である旗本が、この期におよんで年貢・夫役・御用金を加重しつつあるのである。

「大名は扱置ぬ」と、三中は慎重に書きおこしている。旗本に対すると同様に大名の領主権をも否認していたかどうか、俄には断定できない。だが、土浦藩自身に関する次のような記事は、大名についても同様に考えていたことを推測させる

であろう。

九ツ時五頭氏来語言(中略)雖我藩、三十九年前文化十三子年大火後、御上御不如意として御家中御一統へ御かり米被仰出候て其まま也。尤其後少々ゆるみ候事などは候へども、先今以御かり上げにて既に多年になり候へば、藩士一同困窮にて千式百石は三百俵の米とれず。千石にしてわづかの事故、流石甲冑等こそ重代の物をも所持することなれ、馬など飼置侍は只の壱人有ことなし。斯て又殿様の御馬やとてもわづか五疋か七疋の事なるべければ今いかにとも有べきによしなし。此十年来米価も宜敷、上に年々納物も多く候へば、やや緩みも可有之処、去年御城御殿根継の御願として新規になり、莫大の金子入用方両余と云々諫言申人ありしかども不被用、殊に又申進る人有に仍てことし又引続き御矢倉をさへに直しにかからんとするの処、既に夷舶の事に付、先はいささか延引、検地の事亦同様也。仍之士皆恨らみ歎くよしと云々(嘉永七年一月二十六日条)

藩財政の窮乏による藩士からの借知が続いて、家中に馬を飼ひ立てている者などは一人もない。近年米価の騰貴と年貢収入の増加によって藩の財政がやや好転したかにみえると、始められたのは御殿の修葺工事であり、領内の再検地であることを、藩士はみな恨んでいると、藩医五頭玄仲が三中に語ったというのである。同じ玄仲の、城内常備の砲弾が土製であることが分って狼狽しているという話も記録されており、近隣諸藩の同様の情報もしばしば伝えられている。

それでもなお、三中はそのような腐敗を、旗本の場合のように大名一般にまで普遍化して考えるには至っていなかったようにみえる。かれが最も大きな尊敬と期待を寄せていたのは水戸の老公であったし、次のような感想を書きつけてもいるのである。

大凡此度の事にて世上の人の直不直、強憶など能分り、明君上に在て政事ましまさば、又無上の吉瑞の時ともいふべし。惣て西南方の大名は皆強にして武備調へたり。東北の大名は素撲勇憤なるべきにさはなくして大方炮術などにも甚うとくして、ややもすれば講和の事を論じ交易をなし利を得んと計るもののみ多し。加賀仙台風聞あしく、南部は

もとよりいふにたらず。江戸近所是亦いふにたらず（嘉永七年一月八日条）

三中にとって、大名の「直不直、強憶」とは常備の軍事力の強弱によって判断されるべきものであり、それは大名個人の明暗によって分れるという認識の範囲を出るものでなかったことが示されている。そうした域にとどまりながらも、三中にとってはかれの属する土浦藩は既に特別な意味をもつ「国家」ではなく、その秕政は日本という一つの「国家」にとつての「大害」であると考えられるに至っていた点が注目をひく。

このように『片葉雜記』は、黒船の動静と、この国家的危機のなかでその腐敗した実態をさらけ出している大名・旗本の苛政、そしてその「収斂」のもとさらされて生活を破壊されつつあり、それ故にまさに暴発寸前にある民衆の動向を、三中が注意ぶかく眼を配って慎重に記録しつづけた書であるが、その情報蒐集が単にかれの歴史的転換に対する客観的関心によって行なわれたのではなく、動揺する時期を生きるひとりの営業者としての現実の利害に結びついたものであった点を見逃してはならない。

現に、これまで紹介してきた大名・旗本の苛政は、そのひとつひとつがかれ自身の利害に直接の関係ある事柄なのであった。たとえば江戸地先御台場築造用の松材運送の問題は、利根川の水運によって自家製の醤油を江戸に運んでいたかれの運送を阻げるものであったばかりでなく、江戸通いの高瀬船の船主として、船を徴用され役銀を取立てられる当の被害者の立場にあったのである。またかれが「国家の大害」とまで呼んで強く反対した新田の再検地にしても、土浦藩のそれがそこから始められた東崎村は、三中自身の所有地がある古新田そのものだったのである。

だが、それら直接の利害だけではなかった。御台場築造に関する情報のなかから、人夫に対する給与のために江戸市中の銭相場が騰貴していることを知った三中は、銭の蓄蔵を始めており、やがて水戸の商人に販売しているのである。また江戸市中の商況を注意ぶかく見守りつつ、かれの醤油の出荷を調整してもいる。江戸・千葉・土浦の物価の動きが克明に記録されており、その品目が米・小麦・大豆・塩・銭に統一されているのは、かれの営業に直接かわるものに限定して

いたことを示している。

攘夷を主張する国学者として、とくに「収斂」がよびおこそうとする民衆蜂起による「天下一変」の予測におびえつつあった三中は、そうであるほどに一層、頑強にかれ自身の營業に執着したのであり、情報の蒐集はそのためにも不可欠の作業だったのである。さきにも触れたように、三中は職分論の立場に立ち、自らそれに固執した。黒船渡来より五年以前の旧聞に属するが、かれの立場を示すひとつの出来事があった。三中の菓種店のある田宿町の入江暉蔵という青年が、佐久良東雄のあとを追って大阪へ向けて出奔した事件である。三中は次のように日記に書いている。

此人十六歳より日々来て万葉を講じきかせぬるをききて此八九年なる間に、桜・鈴木といふひがものによりて其学風いたくまがり、如此にいたる。可恐事也。此年頃、近体になりなんやといひつる時もありけれど、かくばかりに得たる処はおして古体にてとほすべしと答て止め。此人かくひがめるところになり行ては、歌よむ人も国学する人もいまは町にはなくなりぬべき也。誠に可歎事也

暉蔵は三中の門人だったのである。そして佐久良東雄は真鍋村善応寺の僧良哉と称した時代以来の三中の友人で、還俗してからも三中に生活の資を仰ぎつつ江戸で浪々の日を送り、三中のすすめる生活定着の途を彼との交りとともに断つて、やがて大阪へ赴いて座摩社に寄寓し、志士の間を放談しながら勤王の歌を高吟し続けていた。暉蔵はそのような東雄に私淑して後を追おうとしたのである。三中は親類とともに手を尽して、暉蔵を江戸から引き戻し、一日、自宅に同門を寄せて歌会を催したが、それは「この間入江子の心得不宜様を諫むための事」であったという。このことを記した日記に、三中は次の一首を書きつけている。

いかにしていかにすればか大王の終のみためと我はなるべき

放浪して勤王の歌を吟ずるのではなく、自らの生業に打ち込むところにだけ「大王の終のみため」となる途はあるというのが、三中の信念なのであった。それは草莽から生れて草莽を離れる、いわゆる草莽の国学と三中とのわかれ道である。

そしてこの立場にあってこそ、異国船の渡来を、それが民衆に与えつつある影響という場面で、換言すれば民衆の場で受けとめた『片葉雑記』は書かれえたのである。

(以下次号)

註

- (1) 鈴木映一「国学者色川三中の生活と思想」(『地方史研究』七五号)
  - (2) 『土浦市史』
  - (3) 水野柳太郎「色川三中管見」(『茨城県史研究』四二号)
  - (4) 斎藤茂「幕末期村落指導者の農政思想―長島尉信の場合―」(『地方史研究』一六〇号)なお尉信については古く望月茂「長島尉信」(『伝記』八一七・八・九)がある。また船橋随庵に関しては早くに大島敷太郎「助郷考の著者船橋随庵の事績」(『経済史研究』一五―三)があり、近くは秋山高志の関東近世史研究会での発表が行なわれた。
  - (5) 三中の日記は断続的にはあるが、土浦市立図書館所蔵色川文庫に伝わっている。
  - (6) 『野中廻清水』も不完全ながら土浦市立図書館色川文庫にある。
  - (7) 『片葉雑記』は数年前に古書店から購入して現在筆者の手許にある。
  - (8) 『土浦分限帳』国文学研究資料館史料館所蔵土屋家文書
  - (9) 註8に同じ
  - (10) 金二郎はのちに徳右衛門と改名
  - (11) 政吉はのちに三郎兵衛を襲名
- 色川三中の黒船一件記録について(上)

- (12) 『片葉雑記』にみえる飛脚には、土浦・水戸・仙台・相馬などの御飛脚と嶋屋・京屋などの町飛脚とが含まれる。
- (13) 水戸の文芸上の友人は、三中と同じ高田与清門下の歌人たちである。

- (14) 八千代町菅谷の大久保家に『真菅日記』と題する七郎兵衛・七郎左衛門父子共筆の興味ふかい日記が伝えられている。それについては別の機会に触れる。